

レセ電通信歯 26008 号
平成 26 年 11 月 28 日

レセプト電算処理歯科
システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会レセプト電算部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号）において、新たに、「再生医療等製品」が定義される等の改正が行われ、平成 26 年 11 月 25 日から施行されたところです。

これに伴い、「再生医療等製品」に関して、医薬品及び医療機器と同様に評価療養における取扱いが定められ、診療報酬請求書等の記載要領の一部が改正されたことにより、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）以下「記録条件仕様」という。）が下記のとおり変更され、本日、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

記

変更内容 1

記録条件仕様「別表 1 1 レセプト特記事項コード」
に「36 加治」を追加する。

変更内容 2

記録条件仕様「別表 2 5 症状詳記区分コード」
の区分コード「50」の内容「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく薬事法に規定する治験に係る治験概要」を「医薬品医療機器等法に規定する治験に係る治験概要」に変更する。